

第5回 丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会会議録

1 日 時

令和8年7月6日(月) 15時00分から17時00分

2 場 所

丸亀市消防本部5階大会議室

3 出席者

会長	丸亀市長	松永 恭二
会長の職務代理人	善通寺市長	辻村 修
委員	多度津町長	丸尾 幸雄
識見者	中讃広域行政事務組合事務局長	井上 孝敏

4 開会

「それでは定刻となりましたので、ただ今から丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会 第5回協議会を開会いたします。本日は、大変お忙しいところご出席をいただきまして、ありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます、丸亀市消防長の宮脇でございます。よろしくお願いいたします。以降、着座にて失礼いたします。

初めにお断りをいたしておきます。本日の会議は、丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会会議傍聴要綱に基づき、公開で行うこととしておりますが、傍聴人はございません。

次に、本日の出席者は、お配りしております出席者名簿のとおり、2市1町の市長及び町長の皆様、委員全員の出席でございます。

また、識見者として、中讃広域行政事務組合から事務局長 井上様のご臨席をいただいております。よろしくお願いいたします。

なお、香川県危機管理総局長の稲田様におかれましては、所用により、本日急遽ご欠席とのご連絡をいただいております。

まず、開催に先立ちまして、松永会長よりご挨拶をお願いいたします。」

5 会長挨拶 松永丸亀市長

「丸亀市長の松永恭二でございます。本協議会の会長として、開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日はご多忙の中、第5回消防広域化協議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、これまで本協議会の運営にあたりご尽力いただいております委員各位並びに関係者の皆様に、心より感謝を申し上げます。

さて、本協議会も第5回を迎え、これまで積み重ねてまいりました議論もいよいよ大詰めの段階に入っております。本日は、総務、財政、消防の各専門部

会から、多くの重要な議題が提出されております。とりわけ、組合規約や経費の負担方法、さらには広域化後の円滑な運営を確保するための「広域消防運営計画」など、制度の根幹や今後の指針に関わる事項は、広域化後の組織運営を左右する極めて重要な論点でございます。

加えて、前回の協議会において継続審議となりました職員の諸手当等につきましても、本日改めてご審議いただく予定としております。これらは、職員の処遇や組織の一体性、さらには持続可能な消防体制の構築に直結する重要な課題であり、慎重かつ丁寧な検討が求められるところでございます。

消防の広域化は、住民の皆様の生命・身体・財産を守る基盤をより強固なものとするための重要な取り組みであります。その実現に向けては、将来を見据えた視点に立ち、実効性と持続性を兼ね備えた制度設計を行うことが不可欠であります。

委員各位におかれましては、それぞれのお立場やご専門の知見から、忌憚のないご意見を賜り、本協議会としてより良い結論を導き出させていただきますようお願い申し上げます。

結びに、本日の協議が実り多いものとなりますことを心より期待申し上げます。簡単ではございますが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。」

6 議題及び協議結果

(1) 報告事項「広域消防運営計画掲載文の表現整理及び時点修正について」

広域消防運営計画の作成に当たり、これまで協議会で承認を得た内容を計画へ掲載する中で、計画書全体の整合性を図るため、文末表現の統一や誤記等の修正、一部数値の時点修正を行ったので、報告する。なお、今回の調整は、承認を得た協議事項の内容や方針を変更するものではない。

主な調整内容の1点目は、文末表現の統一であり、計画書全体を通じて表現の整理を行っている。例えば、「統一を図ることとする。」を「統一を図るものとする。」に改めている。また、重複していた表現については削除し、文章全体の整合を図っている。このような修正を各項目にわたり、修正している。

2点目は、「協議第24号職員定数」における実員数の時点修正であり、協議第24号を協議した令和8年1月30日時点では実員数は213名であったが、現在の最新の状況を反映し、208名へ修正している。以上、2点について事務局から報告した。

(2) 協議第29号「諸手当等」について

5月14日の第4回幹事会において、諸手当の運営計画掲載文は承認されたが、6月1日の第4回協議会では検討課題が残り、継続審議となっていた。検討課題となっていたのは、丸亀市の担当長手当と多度津町の業務手当である。その後、給与制度検討WGにおいて検討を重ねた結果、これらの手当については、広域化後の維持は困難であるとの認識で一致した。

しかし、様々な検討を行った結果、広域化後の過渡期には、新組織の業務標準化や制度定着に向けた先行的な執行・指導業務が増加することから、新たに特殊勤務手当を設けることを事務局から提案する。

本手当は、広域化に伴う過渡期（3年間）に限り、新組織の標準化を主導し、業務調整や職員への指導を担う消防職係長に対し、その業務負担を踏まえて支給するものである。広域化初期において新旧制度が混在する中での業務調整、関係機関や内部職員との調整・指導、業務手順の統一に向けた先行的な判断・対応など、通常業務に付加して生じる特有の負担に着目したものであり、これらの一時的かつ集中的な業務負荷を適切に評価・補完することを目的としている。

対象者は消防職係長約 40 名、支給額は日額 200 円とし、丸亀市の特殊勤務手当との整合性を踏まえて設定している。具体的には、「福祉業務手当」や「保健業務手当」等と同額の日額 200 円としており、現行の特殊勤務手当体系の枠組みを逸脱しない公平な水準としている。

なお、本手当については、給与ワーキンググループ、専門部会、幹事会において承認されている。

以上のことから、運営計画掲載文は資料 1 ページのとおり、「広域化後は、それぞれの消防本部の職員が同じ職場で同じ職務に従事するため、諸手当は同一の支給額（率）とし、中讃広域行政事務組合の制度に基づき決定する。中讃広域行政事務組合の制度に統一する手当は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末勤勉手当、退職手当とする。

また、中讃広域行政事務組合に消防の特殊勤務手当の制度がないことから、丸亀市消防本部の制度に統一する。なお、広域化後の過渡期（3年間）に限り、消防業務調整手当を設ける。さらに、管理職手当及び管理職特別手当については、給与の 8 級制運用とあわせ、丸亀市の制度に統一する。」ことを事務局から説明した。

【協議結果】原案のとおり承認された。

(3) 協議第 39 号「消防本部の権限、決裁、専決事項等」について

丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会における調整項目である、消防本部の権限および決裁（専決を含む）について整理するものである。

現状では、各市町の職務権限規程等に基づき決裁区分が定められており、消えも 4470 防事務に関する決裁の多くは、市長・町長および消防長の権限として位置付けられている。しかしながら、広域化により管轄面積が拡大することで、意思決定や事務処理の遅れが生じる可能性があり、その結果として住民サービスへの影響が懸念される。

このため、権限配分の見直しを行い、運用開始までに適切な決裁体制を構築する必要がある。

以上のことから、運営計画掲載文は資料 2 ページのとおり、「消防事務における権限の多くが市長、町長及び消防長にあるが、広域化に伴い 1 本部 4 消防署 1 分署体制となることから、住民サービスが低下することがないように、本部権限の一部を各消防署に委譲し事務が専決できる体制を構築する。」ことを事務局から説明した。

【協議結果】原案のとおり承認された。

(4) 協議第 40 号「議員定数」から協議第 44 号「公平委員会」までについて

議員定数、議員選挙方法、議会運営等については、地方自治法第 91 条をはじめ各市町の議会関係条例を踏まえた上で、中讃広域行政事務組合規約や議会関係規程に基づき内容を整理している。2 市 1 町の消防広域化により、消防事務は中讃広域行政事務組合に追加されることから、基本的には同組合の制度・運用に適用される。

監査委員については、各市町の監査委員条例を踏まえた上で中讃広域行政事務組合規約および監査委員条例に基づき、同組合の制度・運用に適用される形で整理している。

また、公平委員会については、現在丸亀市および善通寺市は各市で運用し、中讃広域行政事務組合および多度津町は香川県へ委託している状況であるが、広域化後は、中讃広域行政事務組合と香川県との間の委託規約に基づき運用するものとして整理している。

以上のことから、協議第 40 号から協議第 44 号までに共通する運営計画掲載文として、資料 3 ページから 7 ページのとおり、「広域消防事務が中讃広域行政事務組合の既存の枠組みに追加されることを踏まえ、中讃広域行政事務組合の制度・運用が適用されるものとする。」ことを事務局から説明した。

【協議結果】原案のとおり承認された。

(5) 協議第 45 号「電算システム」について

令和 9 年 4 月からの消防広域化に伴い、丸亀市・善通寺市・多度津町の消防業務を中讃広域行政事務組合へ統合するにあたり、既存の体制と運用を円滑に統一するためのものである。具体的には、ノートパソコン等の端末の調達、各種システムの導入および必要なライセンスの追加を行い、中讃広域行政事務組合と同一のシステム環境を整備する。

広域化後の消防庁舎のネットワーク経路としては、丸亀市消防本部 6 階の情報センターを起点として LGWAN 系、インターネット系、Web 会議用系などのネットワークを構築し、中讃広域行政事務組合の各施設および各消防庁舎を接続する。ネットワーク敷設に係る費用や詳細図、広域化後に導入するシステム等についても資料に基づき説明した。また、導入する端末は基本的には現状の台数を踏まえた整備としている。

以上のことから、運営計画掲載文は資料 8 ページのとおり、「広域消防組織における業務を円滑に遂行するため、本部・各署所および事務局を相互に接続するネットワークを構築し、組織間での情報共有およびデータ連携を安全かつ安定的に行える環境を整備する。

併せて、セキュリティ対策およびアクセス制御を徹底することにより、機密性・信頼性の高いネットワーク運用を確保し、業務の質的向上を図る。

また、共通の業務システムの導入を検討し、積極的に DX 化を推進することで、効率的な事務処理体制を構築するものとする。」ことを事務局から説明した。

【協議結果】原案のとおり承認された。

(6) 協議第 46 号「消防団との協力体制」について

消防広域化後においても、消防団との良好な関係を維持するとともに、訓練や行事等の歴史・伝統に配慮した連携体制を継続することを目的とするものである。

現在、各消防本部において消防団事務をそれぞれ執行しているが、事務内容が本部ごとに異なるため、広域化にあたっては事務内容の統一・整理が課題となる。また、組合消防が担う事務については事務委託となることから、構成市町との十分な協議・検討が必要となる。今後はスケジュールを目安に、組合議会および各市町議会の議決が得られるよう順次調整を進めていく。

以上のことから、運営計画掲載文としては資料 9 ページのとおり、「消防団に関係する事務は構成市町の所管とし、構成市町からの委託を受けて消防本部が事務を執行することとする。事務の執行にあたっては、本部担当部所をはじめ消防署所が係り、現状と同様に関係を密に図るものとする。

委託による事務内容については、広域化前の事務を基本とし構成市町と協議により広域化までに決定するものとする。

広域化における消防団との平常時の協力体制は、常備消防と消防団が研修や訓練を通じて現在の協力体制を維持するものとする。」ことを事務局から説明した。

【協議結果】原案のとおり承認された。

(7) 協議第 47 号「庶務」について

事務的な運用については、消防本部ごとに運用基準が異なっている状況である。主な課題としては、担当窓口の統合、業務手順の標準化、決裁フローの統一などが挙げられる。これらの課題については、広域化開始までに整理・統一を図ることで、業務の効率化を推進していく。

以上のことから、運営計画掲載文としては、資料 11 ページのとおり、「消防庶務業務の一元化により、人員の効率化、専門化を図るものとする。」ことを事務局から説明した。

【協議結果】原案のとおり承認された。

(8) 協議第 48 号「組合規約」について

共同処理事務に広域消防事務を追加するため、中讃広域行政事務組合の規約改正が必要となる。規約改正にあたっては、構成市町で協議の上、議会の同意を得て香川県へ申請し、県知事の許可を受ける必要がある。なお、令和 8 年 10 月の申請を目標として進めていく。

あわせて、広域消防事務を遂行するため、中讃広域における常備消防に関する条例の制定や、組織・人事・給与等に関する条例・規則の整備を行う。これらについては、規約改正後から令和 9 年 3 月までの期間を活用し、計画的に準備を進める。各市町においても必要な条例・規則の改廃を令和 8 年度末までに対応していく。

また、先日の第 4 回協議会で承認された「消防に関する事務」および「液化石油ガスに関する事務」が組合規約に追加される形となる。現在の負担割合についても見直しが必要となるため、現在協議を進めている。

以上のことから、運営計画掲載文としては、資料 12 ページのとおり、「中讃広域行政事務組合規約を一部変更し、消防事務を新たに追加するものとする。条例及び規則についても新たに整備するものとする。」ことを事務局から説明した。

【協議結果】原案のとおり承認された。

(9) 協議第 49 号「経費の負担方法」について

作業部会では、基準財政需要額、人口、出動件数などを踏まえ各市町の負担が適正となるよう按分方法を検討してきた。その結果、消防費については基準財政需要額による按分が適当であるとの結論に至った。ただし、離島救急に係る費用は、離島を有する 1 市 1 町の所管する事務であるため、当該 1 市 1 町で負担し、契約形態に応じて件数按分または実績による単独負担とする。

また、施設費については、車両は管轄区域外への出動等を考慮し基準財政需要額による按分とする。施設の修繕費については、投資規模の差や施設の偏在を踏まえ広域化後 10 年間を経過措置期間とし、500 万円以上のものは従前の所有市町が負担、500 万円未満のものは 2 市 1 町で基準財政需要額により按分する。この期間は施設の適正規模・配置を検討する期間とし、11 年目以降の負担方法は改めて協議する。なお、丸亀市消防本部庁舎 4 階・5 階については中枢機能を担うことから、修繕費は当初から基準財政需要額により按分する。

施設の改良費は 2 市 1 町で按分し、新設については別途協議する。また、非常備消防費および消防水利費は共同処理とせず、各市町がそれぞれ負担するものとする。

以上のことから、運営計画掲載文としては、資料 15 ページのとおり、「常備

消防費（離島救急に係る経費を除く）については、2市1町において、前年度の消防費に係る基準財政需要額割による按分経費とする。

常備消防費の内、離島救急患者輸送事業に係る経費については、離島を有する丸亀市、多度津町の1市1町で負担する。なお、年間委託に要する経費は、実績による按分とし、年間委託に要する経費以外の経費については、それぞれの市町の管轄する離島において生じた経費をそれぞれの市町が負担する。

消防施設費の自動車等整備費については、2市1町において、前年度の消防費に係る基準財政需要額割による按分経費とする。

消防施設費の施設修繕費については、次のとおりとする。

①事業費が、1件あたり500万円未満の事業の修繕に要する経費については、2市1町において、前年度の消防費に係る基準財政需要額割による按分経費とする。

②事業費が、1件あたり500万円以上の事業の修繕に要する経費については、経過措置として広域化後10年間は、広域化前に当該施設を所有していた市町の負担とする。11年目以降については、広域化後の施設の配置計画等の検討状況を勘案し、広域開始後10年の間に、その負担方法について協議する。

③広域化後の消防本部庁舎の4階及び5階部分は、本部機能となるため広域開始時から当該施設に係る修繕に要する経費については、2市1町において前年度の消防費に係る基準財政需要額割による按分経費とする。なお、庁舎全体に係るものは、本部と丸亀北署の面積按分により本部部分については本区分に含める。

消防施設の改良費については、2市1町において、前年度の消防費に係る基準財政需要額割による按分経費とする。

消防施設の整備費については、施設の整備計画等を勘案し、別途協議して定めるものとする。

非常備消防費、消防水利費については、それぞれの市町で負担するものとする。

社会情勢の変化等、特別の事由により必要が生じた場合には、2市1町それぞれの申し出により、経費の負担方法に関して、再度協議することができることとする。」ことを事務局から説明した。

【協議結果】原案のとおり承認された。

(10) 協議第50号「財産の取扱い」について

土地の取扱いについては、2市1町とも所有権は市町のままとし、組合へ無償貸付とすることで合意している。

庁舎の取扱いについては、一部の消防本部で起債の未償還分があるものの、市町が引き続き償還を行うのであれば問題ないとの回答を得たことから、広域化時に一括譲渡することで合意した。車両および資機材についても同様に、

市町が償還を継続することを前提に、広域開始時に無償譲渡することで合意した。庁舎附帯物品（机や棚等）についても一括譲渡することで合意している。

また、工作物のうち消防水利については市町事務とすることから所有権は市町に留保するが、事務の執行は事務委託により組合が行うものとし、組合へ無償貸付することで合意した。一方、建物附属施設については広域化時に一括譲渡することで合意している。

以上のことから、運営計画掲載文としては、資料 17 ページのとおり、「財産の取扱いは次のとおりとする。

- ① 土地については、組合に無償貸付を行う。所有権は市町のままとする。
- ② 庁舎、車両、資機材については、組合に無償譲渡とする。
- ③ 庁舎付属物品については、組合に無償譲渡する。
- ④ 工作物（防火水槽）については、各市町のままで組合に無償貸付とする。
- ⑤ 工作物（庁舎附帯施設）については、組合に無償譲渡とする。

尚、庁舎内に組合へ譲渡できない市町の設備等が設置されているため、広域化までに取扱いについての調整を図ることとする。」ことを事務局から説明した。

【協議結果】 原案のとおり承認された。

(11) 協議第 51 号 「補助金・交付金」について

現在、補助金・交付金の手続きについては、丸亀市および多度津町の消防本部が窓口となって対応している。

離島救急患者輸送業務については、広域化後も組合消防において市町および香川県の補助金交付手続きを行うこととした。所管は引き続き市町に残ることから、市町と組合消防との間で相互支援に関する覚書を締結する。

水難救済会については、関係する漁業協同組合と協議を行い、中讃西部および白方漁業協同組合において救難所事務を今年度から引き継ぐこととし、補助金申請は行わない形で調整している。

また、丸亀市の女性防火クラブを対象とした消防訓練参加傷害保険補助金については、広域化後は補助金の交付を行わないこととした。丸亀市および多度津町の消防団に関する補助金・交付金については、事務範囲が未確定であるため、広域開始までに引き続き調整を行う。

以上のことから、運営計画掲載文としては、資料 18 ページのとおり、「市・町離島救急患者輸送費補助金の所管については、広域開始までに調整を図る。なお、離島救急患者輸送業務を消防本部で実施することから、補助金の申請事務については、消防本部で行う。また、香川県離島救急患者輸送費補助金についても同様の取扱いとする。

消防団に関する補助金及び交付金の事務については、広域開始までに調整を図る。

新たに補助制度を設ける場合は、原則として管轄区域である 2 市 1 町全域を

対象とする。

補助金及び交付金のあり方については、目的、効果や社会情勢など総合的に勘案しながら、見直しを行うものとする。」ことを事務局から説明した。

【協議結果】原案のとおり承認された。

(12) 協議第 52 号 「予算・契約等」について

2 市 1 町ともに、常備消防費・非常備消防費・消防施設費の分類は同一であるが、事業数や事業名はそれぞれ異なっている。広域化後は代表消防本部である丸亀市消防本部の歳出予算事業をベースに整理を行う。

具体的には、消防通信の共同運用に伴い「指揮指令課」を設置することから、従来消防施設費に計上していた事業費を「通信指令業務管理費」に名称変更し、常備消防費へ移行する。また、新たに「救助活動費」を追加し、常備消防費は計 6 事業とする。

消防施設費については、車両関係を整理し「消防自動車等整備事業費」に統合するとともに、施設の修繕費と改修事業費を一本化し、「消防施設修繕事業費」に名称変更する。消防団および消防水利に関する事業については、広域開始までに調整を図ることとする。

以上のことから、運営計画掲載文としては、資料 20 ページのとおり、「予算については組織・規模が大きくなることから丸亀市消防本部の歳出予算事業分類をベースとする。」ことを事務局から説明した。

【協議結果】原案のとおり承認された。

(13) 協議第 53 号 「使用料」について

使用料については、財産の取扱いにおいて「庁舎」を組合へ無償譲渡することとしたため、行政財産目的外使用料として徴収している自動販売機設置に係る使用料については、広域化後は組合の歳入として取り扱うこととした。また、丸亀市北消防署および郡家分署の敷地内に設置されている電柱等については、財産の「土地」の取扱いに倣い、引き続き丸亀市の歳入として取り扱うこととした。

以上のことから、検討結果としては、資料 21 ページのとおり、「使用料については、その使用に供する土地又は建物の所有する自治体又は組合消防の歳入として取扱う。」とすることを事務局から説明した。

【協議結果】原案のとおり承認された。

(14) 協議第 54 号 「手数料」について

危険物関係の手数料については、広域化後は新たに中讃広域消防手数料条例を制定し、組合の歳入として取り扱う方向で調整している。

また、県から市町へ権限移譲されている液化石油ガス関係事務に係る手数料については、広域化後は共同処理事務として消防署で実施することから、組合消防の歳入として取り扱う。

以上のことから、検討結果としては、資料 23 ページのとおり、「広域化後、地方自治法第 227 条に基づき徴収する手数料については組合消防の歳入とする。新たに中讃広域消防手数料条例を制定する。」ことを事務局から説明した。

【協議結果】原案のとおり承認された。

(15) 協議第 55 号「契約事務」について

現在、各消防本部においてそれぞれの業務に係る契約を個別に締結しているが、広域化後は、一括契約が可能な業務については組合で一括して契約を締結する。

また、これまで 2 市 1 町で個別に契約していた車両や各種資機材の点検、庁舎清掃業務などについては、契約内容の差異や未契約のものもあるため、広域化に合わせて見直し・統一を図る。これにより業務の効率化および経費削減が見込まれることから、広域開始までに必要な調整を行い、契約事務については消防局総務課で一括して対応することとする。

以上のことから、運営計画掲載文としては、資料 25 ページのとおり、「広域後の契約に関する事務処理については、中讃広域行政事務組合が丸亀市契約規則を準用していることから同様に扱う。

入札については、中讃広域行政事務組合の入札参加資格者名簿を利用し、消防局総務課で実施することとする。

設計を伴う工事については、中讃広域行政事務組合の併任辞令を受けている関係市町の専門技師による確認業務を依頼し、工事を施工する。

その他として中讃広域行政事務組合で一括契約ができる業務については、中讃広域行政事務組合で一括契約し、消防局で契約が必要な車両や資機材の保守点検、業務委託など統一可能な業務については広域開始までに統一・見直しを行い、消防局総務課で契約を行う。」ことを事務局から説明した。

【協議結果】原案のとおり承認された。

(16) 協議第 56 号「指令センター運用」から協議第 67 号「医療廃棄物の処理」までについて

これら 12 件については、消防業務に特化した運用事項であり、運営計画には掲載されない内容となるため、一括して事務局から説明した。

指令センター運用については、部隊運用の統一を図り、出動車両編成計画を策定する。また活動基準や判断基準をマニュアルとして整備し、通信規程は丸亀市の規程を基に策定する。

開発行為への対応については、協議・指導規程を策定し指導基準を統一する。火災予防広報については、消防局予防課の方針に基づき各署で実施することを基本とする。

緊急消防援助隊については、広域化後も香川県大隊の登録隊数および出動体制を維持することを基本とする。

救急業務については、既存の規程や要領の統一を図るとともに、日勤救急隊の運用についても検討を進める。

救急支援については、広域化後はP A連携出動を基本とし、体制の整理を行う。

MC 体制については、広域化後も香川県の基準に基づき実施し、一次検証体制を統一する。

啓発事業については、応急手当普及を中心に引き続き推進し、実施要綱を統一する。

大規模災害時・集団災害対応については、市町の災害対策本部と広域消防が連携して対応する体制を構築する。

ドクターヘリの運用については、「香川県ドクターヘリ運航要領」に基づき実施し、警戒活動の統一やランデブーポイントの新たな地点の検討を進める。救急救命士の配置については、救急隊1隊あたり2名以上が乗車できる体制を維持するため、計画的な採用・養成を行う。

医療廃棄物については、規程により処理方法を明確化し、委託事業者の一本化や各署の適正な管理体制を整備する。

【協議結果】原案のとおり承認された。

(17) 協議第 68 号「広域消防運営計画（案）」について

本計画は、丸亀市、善通寺市、多度津町の消防広域化に向けて策定したものであり、広域化による消防力の向上を通じて、住民の安心・安全を守る消防体制の整備・充実を図るための基本計画である。

第 1 章「現況」では、2 市 1 町の概要や消防本部の現状、人口減少と少子高齢化の状況、消防予算の状況等について整理している。

第 2 章「消防の現状」では、消防職員の現状や消防車両の保有状況、防火対象物数のほか、増加傾向にある消防活動の状況を整理している。

第 3 章「消防広域化の効果等」では、初動体制の強化や現場到着時間の短縮、現場活動要員の確保や専門人材の育成などの効果について整理している。

第 4 章「広域化後の消防の円滑な運営確保に関する事項」では、広域化の方式を一部事務組合方式とし、令和 9 年 4 月 1 日の広域化開始を目標とすること、消防本部の名称を「中讃広域消防局」とすることなどを定めている。また、人事管理、施設整備、財政・財産、消防団等との連携などについて整理している。

第 5 章では、消防広域化の検討体制やこれまでの協議経過について整理し

ていることを事務局から説明した。

【協議結果】原案のとおり承認された。

7 その他

(1) 井上中讃広域行政事務組合事務局長より

「本日の協議会におきましては、広域消防運営計画（案）についてご協議いただき、今後の広域化に向けた方向性が示されたものと認識しております。

今後は、本計画（案）に対するパブリックコメントを実施し、住民の皆様からいただくご意見も踏まえながら、必要な検討や調整を進めていくこととなります。

また、8月には組合議会も予定されており、今後のスケジュールは大変タイトなものとなりますが、広域化に向けた取り組みを着実に進めていくことが重要であると考えております。

引き続き、構成市町をはじめ関係機関の皆様と十分に連携を図りながら、圏域住民の皆様により良い消防・救急サービスを提供できるよう、令和9年4月の広域化実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。」

8 閉会

上記会議録が正確であることを証明する。

会議録署名委員

松永 恭二

会議録署名委員

辻村 修

会議録署名委員

丸尾 章雄